

○新宿区住民基本台帳基本条例

平成14年12月20日
条例第48号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 住民基本台帳
 - 第1節 住民基本台帳一覧表の閲覧(第6条—第11条)
 - 第2節 交付請求者の資格の確認等(第12条・第13条)
 - 第3節 誤記等の申出による調査等(第14条)
 - 第4節 住民票の写し等の交付等の特例的措置(第15条・第16条)
- 第3章 住民基本台帳ネットワークシステム
 - 第1節 住民基本台帳ネットワークシステムの管理(第17条—第20条)
 - 第2節 住民票コードの開示等(第21条—第23条)
- 第4章 雜則(第24条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づく区の事務に關し、必要な事項を定めることにより、住民基本台帳の公開と個人情報の保護との調和を図り、もって住民基本台帳制度の適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、法で定める用語の例による。

- (1) 請求等 法又はこの条例で定める請求(法第12条の2第1項及び第30条の3第1項の規定による請求を除く。)、申出又は届出をいう。
- (2) 住民票の写し等 法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票に記録をした事項に関する証明書又は消除された住民票の写し若しくは消除された住民票に記録をした事項に関する証明書をいう。
- (3) 住民基本台帳記録者等 区が備える住民基本台帳に現に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であつて区が保存する消除された住民票に記録されているものをいう。
- (4) つきまとい等行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。
- (5) 暴力行為 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (6) なりすまし請求等 他人の氏名等を使用し、当該者であると偽って行う請求等をいう。
- (7) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。
- (8) 電子申請 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる同法第2条第6号の申請等をいう。

(平15条例43・平16条例55・一部改正)

(本人であることの確認)

第3条 請求等を行う者(第12条の2第2項の電子申請を行う者を除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げるいずれかの書類を区長に提示することにより、請求等を行う者本人であることを明らかにしなければならない。ただし、区長が、請求等を行う者に対し、質問等による調査を行い、又は本人であることを推定できる書類を提示させ、請求等を行う者本人であることを確認できる場合には、この限りでない。

- (1) 旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(以下「旅券等」という。)であつて、特殊加工された本人の写真のあるもの
- 2 前項本文の場合において、なお区長が必要と認めるときは、請求等を行う者に対し、併せて質問等による調査を行うことができる。
- 3 前2項の規定は、請求等を行う者に代わり、その代理人が請求等の手続を行う場合に準用する。

(平15条例43・平16条例55・一部改正)

(代理人の資格の確認)

第4条 前条第3項に規定する場合において、代理人は、当該請求等の手続に係る代理権を確認できる書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が質問等による調査により、当該請求等の手続に係る代理権を確認できる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、なお区長が必要と認めるときは、請求等を行う者に対し、併せて

質問等による調査を行うことができる。

(住民票の写しの交付の特例等における本人であることの確認等)

第4条の2 法第12条の2第1項の規定による住民票の写しの交付の請求又は法第30条の44第1項の規定による住民基本台帳カードの交付の求めに対して行う本人であることの確認に関する事項及び代理人の資格の確認に関する事項その他これらの請求又は求めに関し必要な事項は、法、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)及び住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)に定めるもののほか、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める。

(平15条例43・追加)

(請求又は申出の制限)

第5条 次の各号に掲げる請求又は申出は、請求又は申出を行う者が直接区長に、請求書又は申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、請求又は申出を行う者が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人がこれを行うものとする。

(1) 住民票コードが記録された住民票の写し等の交付の請求

(2) 第15条第1項又は第16条第1項の規定による申出

(3) 法第30条の3第1項の規定による請求又は第21条第1項の規定による請求

第2章 住民基本台帳

第1節 住民基本台帳一覧表の閲覧

(住民基本台帳一覧表の閲覧の請求等)

第6条 法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写し(以下「住民基本台帳一覧表」という。)の閲覧を請求する者(以下「閲覧請求者」という。)は、区長に、同条第2項に規定する請求事由その他総務省令で定める事項を具体的に記載した請求書を提出するとともに、当該請求書に明瞭な目的を明らかにするため、区長が別に定める書類等(以下「疎明書類等」という。)を提出し、又は提示しなければならない。ただし、同項に規定する総務省令で定める場合には、この限りでない。

2 住民基本台帳一覧表の閲覧は、次の各号に掲げるいずれかの時間内において行うものとする。

(1) 午前8時30分から午前11時30分まで

(2) 午後1時から午後4時まで

(情報の適正な管理)

第7条 閲覧請求者は、住民基本台帳一覧表の閲覧により知り得た情報を適正に管理するとともに、前条第1項の請求目的の範囲内で使用しなければならない。

(閲覧請求者の提示義務)

第8条 閲覧請求者が、住民基本台帳一覧表に記載された事項を紙片等に書き写した場合には、当該紙片等を閲覧後速やかに区長に提示しなければならない。

(利用方法の確認)

第9条 区長は、住民基本台帳一覧表の閲覧により閲覧請求者が知り得た情報について、その利用方法を確認するため、必要があると認めるときは、当該関係者から事情を聴取し、又は当該閲覧請求者に対して調査を行うことができる。

(閲覧請求者への是正措置)

第10条 区長は、閲覧請求者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該閲覧請求者に対して、住民基本台帳一覧表の閲覧により知り得た事項を記載し、若しくは記録した書類その他の媒体を提出すること若しくは回収すること又は当該書類その他の媒体に記載され、若しくは記録された当該事項を消去すること若しくは消去させることを求めることができる。

(1) 第7条の規定に違反する行為を行ったとき。

(2) 第8条に規定する紙片等の提示を拒んだとき。

(3) 前条の規定による調査に応じなかつたとき。

(閲覧請求の拒否)

第11条 区長は、閲覧請求者に次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、法第11条第3項に規定する相当な理由があるものとみなし、当該請求を拒むことができるものとする。

(1) 第6条第1項に規定する疎明書類等の提出又は提示を拒んだこと。

(2) 第7条の規定に違反する行為を行つたこと。

(3) 第8条に規定する紙片等の提示を拒んだこと。

(4) 第9条の規定による調査に応じなかつたこと。

(第2節 交付請求者の資格の確認等)

(住民票の写し等の交付等の請求)

第12条 住民票の写し等の交付を請求する者(次条第2項の電子申請を行う者を除く。)は、区長に、法第12条第3項に規定する請求事由その他総務省令で定める事項を具体的に記載した請求書を提出するとともに、当該請求に係る者との関係を明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、同項に規定する総務省令で定める場合には、この限りでない。

2 法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し(以下「附票の写し」という。)の交付を請求する者は、区長に、同条第2項において準用する法第12条第3項に規定する請求事由その他総務省令・法務省令で定める事項を具体的に記載した請求書を提出するとともに、当該請求に係る者

との関係を明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、法第20条第2項において準用する法第12条第3項に規定する総務省令・法務省令で定める場合には、この限りでない。

(平16条例55・一部改正)

(電子申請)

第12条の2 電子申請は、法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票に記録をした事項に関する証明書の交付の請求に限り行うことができるものとする。

2 前項の電子申請を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項に規定する電子署名を行い、同法第3条第1項に規定する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

(平16条例55・追加)

(交付請求に係る措置)

第12条の3 区長は、法第12条第2項の規定により行われる交付の請求が、当該交付の請求に係る者の所在を確認することを目的とする場合であって、法第7条第4号、第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の全部若しくは一部を記載した住民票の写しの交付又は同条第4号、第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の全部若しくは一部に関する証明書の交付を求めるものであるときは、当該交付の請求は、法第12条第5項の不当な目的によるものとして、これを拒むこととする。

(平16条例55・追加)

(請求事由等の調査)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる請求事由又は事項について、質問等による調査を行うことができる。

- (1) 住民基本台帳一覧表の閲覧に係る請求事由
- (2) 住民票の写し等の交付に係る請求事由
- (3) 附票の写しの交付に係る請求事由
- (4) 法第4章の規定により行われた届出に係る事項
　　第3節 誤記等の申出による調査等

(住民票の誤記等の申出による調査等)

第14条 区長は、法第14条第2項の規定による申出があった場合には、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出を行った者に対し速やかに通知しなければならない。

第4節 住民票の写し等の交付等の特例的措置

(つきまとい等行為又は暴力行為の被害者に対する保護措置)

第15条 住民基本台帳記録者等又は区が作成した戸籍の附票(全部が消除された戸籍の附票を含む。)に記録されている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長に特例的措置を講じるよう申出を行うことができる。この場合において、当該申出を行った者が、当該申出を行った者と同一の住所を有する者について、当該申出を行った者と併せて特例的措置を講じることを求めるときには、その旨の申出を行うことができる。

- (1) つきまとい等行為による被害を受け、かつ、更に反復してつきまとい等行為による被害を受けるおそれのあるとき。
- (2) 暴力行為による被害を受け、かつ、更なる暴力行為によりその生命又は身体に危害を受けるおそれのあるとき。

2 区長は、前項の申出に基づき、次に掲げる特例的措置を講じるものとする。

- (1) 前項の申出に係るつきまとい等行為又は暴力行為を行った者から、当該申出を行った者(当該申出を行った者と同一の住所を有する者について、当該申出を行った者と併せて特例的措置を講じることとされた、当該同一の住所を有する者を含む。次号及び第3号において同じ。)に係る住民票の写し等の交付の請求があった場合は、当該請求を拒むこと。
- (2) 前項の申出に係るつきまとい等行為又は暴力行為を行った者から、当該申出を行った者に係る附票の写しの交付の請求があった場合は、当該請求を拒むこと。
- (3) 住民基本台帳一覧表から、当該申出を行った者に係る記載を抹消すること。

(平16条例55・全改)

(なりすまし請求等の防止)

第16条 住民基本台帳記録者等は、なりすまし請求等が行われることを防止するため、区長に特例的措置を講じるよう申出を行うことができる。

2 区長は、前項の申出に基づき、次の各号に掲げる特例的措置を講じるものとする。

- (1) 前項の申出を行った者の氏名等を、請求等を行った者の氏名等として行われる請求等の手続は、当該申出の手続を行った窓口においてのみ、かつ、当該申出の手続の際に提示した書類を提示することによってのみ、行えるものとすること。
- (2) 前項の申出を行った者の氏名等を、請求等を行った者の氏名等として行われる請求等の手続は、当該申出の手続を行った者のみが行えるものとすること。

第3章 住民基本台帳ネットワークシステム

第1節 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

(関係機関に対する調査)

第17条 区長は、法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムにより都知事又は他の区市町村長(以下「都知事等」という。)に通知すべき事項(以下「送信情報」という。)についての安全を確保するため、必要な範囲内で都知事等及び法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関に対し、調査を行うことができる。

(送信の停止及び電気通信回線の遮断)

第18条 区長は、前条の調査の結果、必要と認めるときは、送信情報の送信を停止し、又は住民基本台帳ネットワークシステムにおける電気通信回線を遮断することができる。

2 区長は、送信情報の管理の安全性が現に侵害され、又は侵害される差し迫った危険性があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、緊急に住民基本台帳ネットワークシステムにおける電気通信回線を遮断するものとする。

(住民票コードの収集の禁止)

第19条 何人も、区が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票コードを不当な目的で収集してはならない。

(都知事への報告等)

第20条 区長は、法第30条の43第2項又は第3項の規定に違反する行為が行われたと認めるときは、都知事に対し、当該行為に関して報告するものとする。

第2節 住民票コードの開示等

(住民票コードの開示)

第21条 区が備える住民基本台帳に記録されている者は、区長に対し、自己に係る住民票コード(直近に記録されたものに限る。)の開示を請求することができる。

2 区長は、前項の請求があったときは、当該請求者に対し、速やかに当該住民票コードを開示しなければならない。

(住民票コードの変更請求における本人であることの確認)

第22条 法第30条の3第1項の規定による住民票コードの記録の変更の請求(以下「変更請求」という。)を行う者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を区長に提示することにより、変更請求を行う者本人であることを明らかにしなければならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる書類を提示する場合は、次項の規定による照会に対する回答を記載した書面を併せて提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類

(2) 健康保険の被保険者証

(3) その他本人であることを推定できる書類

2 区長は、変更請求を行う者が前項第2号若しくは第3号に掲げる書類のみを提示した場合又は同項各号に掲げるいずれの書類も提示しなかった場合は、郵送その他区長が適当と認める方法により、当該変更請求を行う者に対し、当該変更請求を行う者本人であることを確認するため、文書による照会を行うものとする。

3 第1項の場合において、区長が必要と認めるときは、変更請求を行う者に対し、質問等による調査を行うことができる。

4 前3項の規定は、変更請求を行う者に代わり、その法定代理人が変更請求の手続を行う場合に準用する。

(住民票コードの変更請求の回数制限)

第23条 変更請求(同一人に係るものに限る。)は、1日に1回に限り行うことができる。

第4章 雜則

(行政手続条例の適用除外)

第24条 この条例の規定により区長が行う処分については、新宿区行政手続条例(平成7年新宿区条例第2号)第2章の規定を適用しない。

(過料)

第25条 第10条の規定による提出若しくは回収を拒み、又は消去若しくは消去させることの求めに応じなかった者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平15条例43・一部改正)

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、同年2月1日から施行する。

附 則(平成15年6月19日条例第43号)

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則(平成16年12月6日条例第55号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条に1号を加える部分に限る。)、第3条第1項の改正規定、第12条第1項の改正規定及び同条の次に2条を加える改正規定(第12条の2に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年1月14日規則第2号により、平成17年1月25日から施行)